

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年5月26日

茨城県監査委員	藤 島 正 孝
同	福 地 源 一 郎
同	岡 野 栄 治
同	齋 藤 良 彦

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立太田第二高等学校	28.3.1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立結城特別支援学校	28.3.1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立勝田高等学校	28.3.2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立友部東特別支援学校	28.3.2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立大子特別支援学校	28.3.2	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県西家畜保健衛生所	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立友部高等学校	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立取手第二高等学校	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立竹園高等学校	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立明野高等学校	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立鬼怒商業高等学校	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立境高等学校	28.3.4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸南高等学校	28.3.8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立那珂湊高等学校	28.3.8	財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立下館第一高等学校	28.3.8	財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立伊奈特別支援学校	28.3.8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立下妻特別支援学校	28.3.8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常総警察署	28.3.8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立中央看護専門学校	28.3.9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立高萩高等学校	28.3.9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立第一高等学校	28.3.9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立多賀高等学校	28.3.9	財務に関する事務の執行は、契約等に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立常陸大宮高等学校	28. 3. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立神栖高等学校	28. 3. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立石岡第二高等学校	28. 3. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立筑波高等学校	28. 3. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立つくば工科高等学校	28. 3. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立真壁高等学校	28. 3. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立八千代高等学校	28. 3. 9	財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立第一高等学校附属中学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立小瀬高等学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立取手松陽高等学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水海道第二高等学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立岩井高等学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立坂東総合高等学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立常陸太田特別支援学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立北茨城特別支援学校	28. 3. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立下妻第二高等学校	28. 3. 15	<p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項のほか契約に関する注意事項があった。</p> <p>1 予算執行上のチェックが機能しなかったため、下記の事態を生じさせ、かつ必要な措置を講じていないことは著しく適正でない。</p> <p>(1) 公費で支払うべき経費901,813円を職員が私費で支払っていた。</p> <p>(2) 納入業者から私費で支払われた旨の連絡を受けたにもかかわらず、調査等の対応をしないまま10ヵ月放置していた。</p> <p>(3) 私費での支払いが再発したにもかかわらず、予算主管課である教育庁財務課への報告を長期間怠っていた。</p> <p>(4) 公金による適切な処理を行わず、私費での支払いをそのまま放置していた。</p> <p>2 また、教育庁財務課においては、平成25年度の私費支払いの事実と再発防止策の報告を受けたにもかかわらず、平成26年度に私費支払いが再発したことは、防止策履行の管理・監督が不十分であると言わざるを得ず、今後は、不適正な財務会計事務処理が生じないよう、指導・監督を改善すべきである。</p>

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県西農林事務所結城地域農業改良普及センター	28. 3. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立下館工業高等学校	28. 3. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸太田県税事務所	28. 3. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県南家畜保健衛生所	28. 3. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立日立第二高等学校	28. 3. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。